

自然公園法施行規則第11条

第22項 屋外における土石その他の指定する物の集積、又は貯蔵

基準引用関係整理表		
第1号	第1種特別地域又は第2種特別地域若しくは第3種特別地域のうち植生の復元が困難な地域等若しくは自然草地等内において行われるものでないこと。	
	植生の復元が困難な地域等	次に掲げる地域であって、その全部若しくは一部について文化財保護法第109条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の指定若しくは同法第110条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の仮指定がされていること又は学術調査の結果等により、特別保護地区又は第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要であると認められるものをいう。 (1) 高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域 (2) 野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域 (3) 地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域 (4) 優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域
	自然草地等	自然草地、低木林地、採草放牧地又は高木の生育が困難な地域
第2号	廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）を集積し、又は貯蔵するものでないこと。	
第3号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。	
第4号	自然的、社会経済的条件にかんがみ、集積又は貯蔵の期間及び規模が必要最小限と認められるものであること。	
第5号	集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。	
	利用施設等	公園事業に係る施設（令第1条第7号、第10号及び第11号に掲げるものを除く。）及び集団施設地区
第6号	集積し、又は貯蔵する高さが10mを超えないものであること。	
第7号	集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。	
	公園事業道路等	公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路
第8号	集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。	
第9号	集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。	
第10号	支障木の伐採が僅少であること。	
第11号	集積又は貯蔵に係る跡地の整理に関する計画が定められており、かつ、当該跡地の整理を適切に行うこととされているものであること。	
ただし書	地域住民の日常生活の維持のために必要と認められるもの若しくは農林漁業に付随して行われるものであって第5号から第9号までに掲げる基準に適合するもの又は公益上必要であって第3号及び第5号から第9号までに掲げる基準に適合するものについては、この限りでない。	
	第3号	申請に係る場所以外の場所においてはその目的を達成することができないと認められるものであること。
	第5号	集積し、又は貯蔵する物が樹木その他の遮へい物により利用施設等その他の主要な公園利用地点から明瞭に望見されるものでないこと。
		利用施設等
	第6号	集積し、又は貯蔵する高さが10mを超えないものであること。
	第7号	集積し、又は貯蔵する土地の外周線が、公園事業道路等の路肩から20m以上、それ以外の道路の路肩から5m以上離れていること。
		公園事業道路等
	第8号	集積し、又は貯蔵する土地の外周線が敷地境界線から5m以上離れていること。
第9号	集積し、又は貯蔵する物が崩壊し、飛散し、及び流出するおそれがないこと。	